

建築物空気調和用ダクト清掃業

空気調和用ダクト清掃作業の手順等（記載例）

1 現地調査及び事前打合せ

空気調和用ダクトの清掃に当たり、現地調査を行い、発注者と次の事項について打合せる。

- (1) ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認する。
- (2) 清掃作業の実施方法、作業時間等の説明をする。
- (3) ダクト・天井の開口方法及び開口部の復旧方法について説明する。
- (4) 建築物内の使用者及び利用者への作業実施についての周知方法を説明する。

2 作業計画の作成

- (1) 清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮し、現地調査に基づき清掃作業計画をたて、清掃作業方法を決定する。
- (2) 工程表、仕様書及び見積書を作成し、発注者と打合せの上契約書を作成する。
- (3) 清掃作業月日・作業時間を打合せ決定する。
- (4) 機械器具等の手配及び搬入計画をたてる。

3 作業班の編成

清掃作業班は、監督者〇名、補助者〇名で編成する。

4 作業工程

- (1) ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行う。
- (2) 天井内の作業を行う場合等にあっては、作業従事者の危険防止に注意を払う。
- (3) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行う。
- (4) 清掃及びダクト内部の状況確認を行うため、必要箇所のダクトを切断開口を行う。
- (5) 清掃前に、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検し、写真撮影を行うとともに、堆積している粉じんの量を測定する。
- (6) 清掃終了後、清掃を実施したダクト内部を内視鏡により点検し、写真撮影を行うとともに、清掃前と同じ部位で残留している粉じんの量を測定し、清掃の効果を確認する。
- (7) ダクト開口部を復旧する。
- (8) 清掃終了後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認する。
なお、粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講じる。
- (9) 清掃に伴って排出されたゴミ類は適切に処理する。
- (10) 養生を撤去し、周辺の清掃を行う。

5 機械器具等の点検の方法

空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備は、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

6 作業報告書作成の手順

- (1) ダクト清掃作業報告書を2部作成し、発注者に1部提出する。
なお、問題点及び改善点等があれば併せて報告する。
- (2) 作業報告書の1部は、5年間保存する。